

令和 6 年度

生活産業常任委員会

資 料

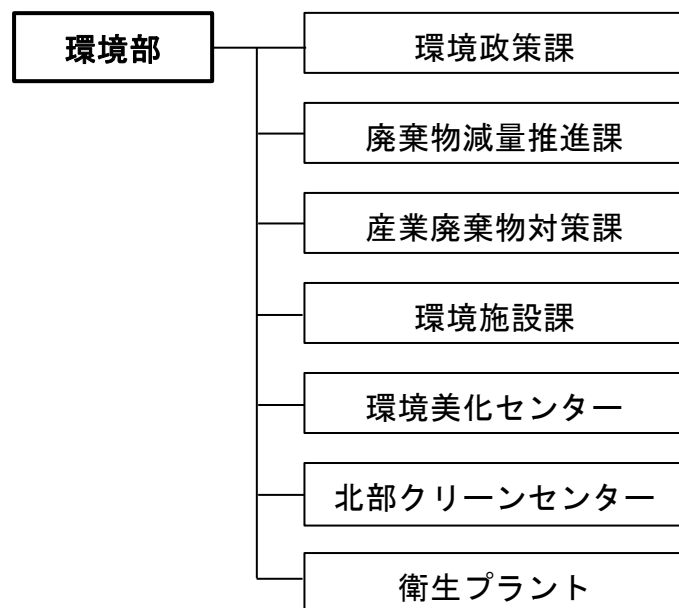
環境部

目 次

■環境部機構図及び所管施設概要図	・ ・ ・ ・ ・ 3
■各課の概要	
環境政策課	・ ・ ・ ・ ・ 4
廃棄物減量推進課	・ ・ ・ ・ ・ 24
産業廃棄物対策課	・ ・ ・ ・ ・ 35
環境施設課	・ ・ ・ ・ ・ 45
環境美化センター	・ ・ ・ ・ ・ 50
北部クリーンセンター	・ ・ ・ ・ ・ 57
衛生プラント	・ ・ ・ ・ ・ 64

■環境部機構図 及び 所管施設概要図

(令和6年4月1日現在)



環境政策課

1 環境政策課の事務概要

(1) ゼロカーボン推進グループ

- ①環境施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- ②環境施策推進本部に関すること。
- ③環境審議会に関すること。
- ④特定旅館建築審議会に関すること。
- ⑤環境マネジメントシステムの推進に関すること。
- ⑥事業者の環境管理の推進に関すること。
- ⑦環境保全協定の締結に関すること。
- ⑧公害防止資金の貸付に関すること。
- ⑨部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

⑩公印の保管に関すること。

⑪課の一般庶務に関すること。

(2) 環境保全グループ

①環境保全意識の普及及び啓発に関すること。

②環境保全活動の推進に関すること。

③身近な市民調査に関すること。

④河川愛護団体の育成・支援に関すること。

⑤ヨシ保全事業に関すること。

⑥路上喫煙等の防止に関すること。

⑦環境情報システムに関すること。

⑧煌めき大津環境賞に関すること。

⑨保護樹木及び保護樹林に関すること。

⑩空地の適正な管理に係る指導及び勧告に関すること。

(3) 公害規制グループ

①水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定による届出の受理及び規制指導等に関すること。

②水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境監視に関すること。

③悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定による悪臭の規制等に関すること。

④土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による指定区域の指定、措置命令、土地の調査報告等に関すること。

⑤公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）等の規定による公害に係る苦情の処理等に関すること。

- ⑥特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和４６年法律第１０７号）の規定による公害防止統括者等の届出の受理等に関すること。
- ⑦大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成１０年条例第２７号）の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。
- ⑧滋賀県公害防止条例（昭和４７年滋賀県条例第５７号）、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和５４年滋賀県条例第３７号）の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。
- ⑨環境影響評価に関すること。
- ⑩発生源における排水、ばい煙、土壌、騒音、振動及び悪臭に係る各種調査に関すること。
- ⑪水環境、大気汚染、土壌環境、音環境（環境騒音）に係る各種調査に関すること。
- ⑫大気汚染に係る緊急時の連絡に関すること。
- ⑬水環境、大気汚染等に係る研究に関すること。

2 令和5年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 市有施設照明設備LED化検討業務

本市では「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」において、市役所からの温室効果ガスの総排出量を、令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で50.9パーセント削減することを目標として定めており、その目標の達成に向けた取組の一つとして、令和5年度に実施した本庁舎新館における照明設備LED化に引き続き、市有施設（庁外）約600施設を対象として、年次的に照明設備のLED化を進めていくため、ESCO事業等を始めとした様々な手法を比較して効果的かつ効率的な導入手法を検討した。その結果、市有施設のLED化を進めた場合には、2030年度までに消費電力を年8,300GWh削減でき、これによりCO₂排出量を年約3,000t削減（削減率65.1%）し、光熱費を年262,000千円削減できる見込みとなっている。

なお、令和6年度から7年度にかけては、ESCO事業により、庁外の消防施設・幼稚園・保育園・明日都浜大津等を対象として照明設備のLED化を行う。

（２）環境監視等調査業務

①大気環境監視調査

大気汚染防止法に基づき大気環境の実態を把握するため、市内７地点の監視局において大気環境の監視を実施した。

光化学スモッグの原因となるオキシダントは、冬季（１２～２月）以外のほとんどの期間で環境基準を上回っていた。また、５月に１度、注意報が発令された。微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、環境基準を下回っていた。二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、大きな変動は確認されず、年間を通じて環境基準を下回っていた。

近年の大気環境の状況は、自動車排ガス対策などの取組が進み、全体的に良好である。

②水質環境監視調査

水質汚濁防止法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき水質環境の実態を把握するため、環境基準が設定されている市内24河川において毎月1回水質の調査を実施した。

カドミウム等の有害物質が含まれる健康項目及び要監視項目において、自然由来と考えられる比良川のふっ素を除き、すべての河川で基準を下回っていた。また、生活環境項目のうち大腸菌数は比良川、八屋戸川、喜撰川、柳川、吾妻川にて基準を超過していたものの、水質の汚濁状態をあらわす代表的な指標であるBODは、全ての河川で基準を達成していた。

近年の水質は、ほとんどの地域で下水道が整備されていることもあり、全体的に良好である。

調査対象河川			
北 部	滝	川	比 良 川
	八 屋 戸	川	天 川
	喜 撰	川	和 邇 川
	真 野	川	
中 部	天 神	川	雄 琴 川
	大 正 寺	川	大 宮 川
	際	川	柳 川
	吾 妻	川	相 模 川
	兵 田	川	長 沢 川
南 部	盛 越	川	三 田 川
	多 羅	川	千 丈 川
	大 戸	川	信 楽 川
	大 石	川	

3 令和6年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 環境企画推進事業（20,630千円）

① 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和3年12月に策定した環境基本計画（第3次）に基づき、次の各事業を推進していく。

ア 市有施設のESCO事業によるLED化改修（債務負担行為443,209千円（R6～7年度））

ESCO事業により、計画的な市有施設の照明器具LED化を推進する。なお、今年度は、第1期事業（令和6年度から令和7年度まで）として、庁外の消防施設・幼稚園・保育園・明日都浜大津等を対象として実施する。

イ シェアサイクル導入実証事業

「エコ移動」の普及を図るため、市域におけるシェアサイクル実証事業を実施し、自家用自動車等からの転換による環境負荷の低減効果や民間事業者において本市の市域内で実施していく上での課題状況などを検証していく。

ウ 脱炭素先行地域関連事業

本年6月の国の「脱炭素先行地域（第5回）」募集への応募に向け、共同申請者をはじめとする関係者との協議を重ねるとともに、郊外未利用地における太陽光発電設備導入に向けた検討を進める。

エ 省エネ家電購入促進事業

市民生活における省エネルギー行動の促進と市内中小事業者に対する支援を目的として、一定の基準を満たす省エネ家電（省エネ基準達成率100%以上のエアコン及び冷蔵庫）を購入した者に対して補助金を交付する。

オ 地球温暖化防止等活動推進事業

大津市環境基本計画（第3次）に掲げる環境像の実現や2050年カーボンニュートラルの実現のため、大津市地球温暖化防止活動推進センターと連携し、親子連れを対象とした参加体験型の環境学習イベント「おおつエコフェスタ」や「自然家族事業」、市民向けの連続講座「おおつ市民環境塾」などの普及啓発事業を実施する。

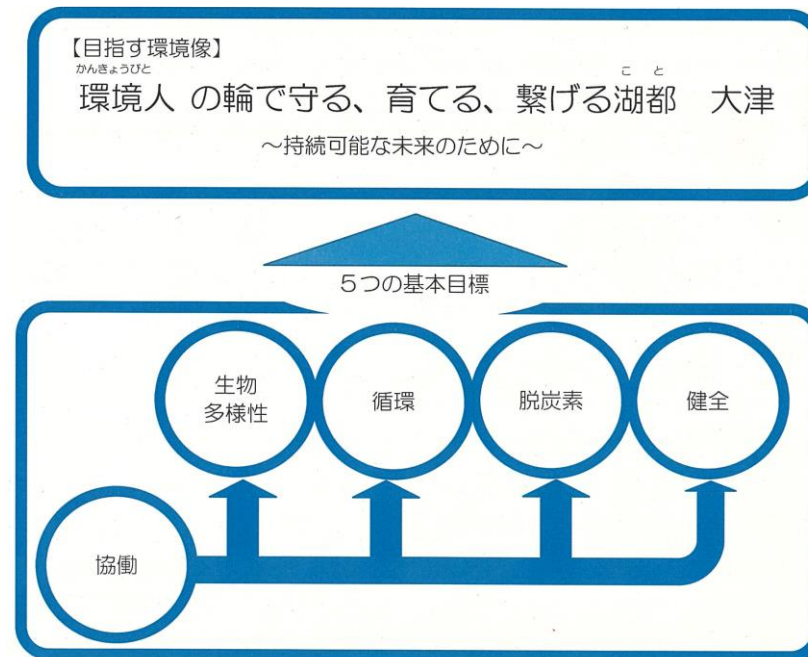
また、「おおつエコライフチャレンジ」事業においては、家庭での節電等の取り組みを推進するため、PCやタブレット・スマートフォン等から参加できる3択式のチェックシートに回答することで、1年間で削減できるCO₂の量や節約できる電気量などを知ることができるものであり、今年度は冬季に行う「エコチャレウインター」において、期間限定で「OTSU POINT」の付与を検討している。



《おおつエコライフチャレンジの実施のイメージ》

②大津市環境基本計画（第3次）に基づく取組の進捗管理

計画に基づく取組の令和5年度の進捗状況を取りまとめ、大津市環境審議会等での議論を踏まえて総括を行う。事業の成果は環境白書「大津市の環境」に取りまとめ、市民へ情報提供を行う。



《「大津市環境基本計画（第3次）」に掲げる目指す環境像と5つの基本目標》

「環境オームス」（大津市独自の環境マネジメントシステム）を活用しながら、市の施設における省エネルギーや資源循環の取組を推進する。令和６年度は「紙類の徹底した分別・使用削減」に重点を置いた取組を実施するとともに、各所属においてエコオフィス行動リストより選定された項目、また、各所属の特性を考慮した各所属における独自の設定項目に対する取組を推進する。さらに、当該計画については、昨年度、国の計画に準じて、２０３０年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を２０１３年度比５０．９％に上方修正したところであり、その目標達成のため、改定後の計画に則して市有施設のＬＥＤ化等を推進していく。

[illegible]

- 15 -

（２）環境人育成事業（１，０１６千円）

大津市環境基本計画（第３次）に基づき、指導者研修会や大津こども環境探偵団事業など環境人の育成に資する取組を実施するとともに、多様な主体と連携した取組を推進する。

令和６年度予定

事業名	事業目的	プログラム名称または内容	定員 (人)
指導者研修会	指導者を対象とした自然体験活動に関するスキルの向上	ネイチャーゲームなど	４０
大津こども環境探偵団	将来の大津を担う「環境人」として活躍できる人材の育成	水生生物探偵、外来魚探偵、里山探偵など	５０

（３）環境保全市民運動推進事業（１７，１２０千円）

市民や事業者が、自らの手で快適な環境の保全を実現できるよう、市民運動を育成、支援する。

① 琵琶湖市民清掃（５，４２０千円）

琵琶湖市民清掃の実施主体である「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対し、補助金交付等で活動を支援する。令和６年度は市内一斉に６月２３日に実施を予定している。

令和５年度実績：実施日（６月１８日、２５日）、参加５２，５８７人、
ごみ収集量３０６トン、補助金交付額４，８２９千円

② 河川愛護活動（８，１１１千円）

地域の河川愛護団体が実施する河川の美化清掃活動に対し、活動報償費の支出や物品配布等により活動を支援する。あわせて、老朽化した河川愛護に関する看板（１０箇所程度）について、修繕または撤去を行う。

令和５年度実績：報償費支出対象団体数６１団体、報償費５，６４４千円
令和５年度河川愛護に関する看板修繕：撤去５箇所、更新８箇所、工事費９５１千円

③ ヨシ保全事業（３，５８９千円）

平成２年度から「湖辺（こへん）ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」としてヨシ帯の保全事業を行っており、地域団体によるヨシ保全事業に対して補助金交付等により活動を支援する。

令和５年度実績：補助金交付額７７２千円、補助対象団体９団体（６学区）

④ 煌めき大津環境賞（２１千円）

本市における豊かな自然と調和したまち、環境負荷の少ない循環型のまち及び環境資源を生かした快適なまちの実現に特に顕著な功績のあった個人や団体を表彰し、環境にやさしいまちづくりに対する市民意識を醸成する（平成１７年度からスタートし、平成２１年度からは３年に１度の実施となり、今年度は１０回目となる。）。

(4) 公害監視調査事業（４８，８１８千円）

①発生源の監視及び指導

公害関係法令等に基づき、工場、工事現場等の監視及び立入調査を実施し、水質、大気、騒音等の規制基準に違反している事業者に対して指導（施設の構造、使用の方法、処理の方法の変更等）を行う。



《水質汚濁防止法等に基づく立入調査の様子》



《大気汚染防止法等に基づく立入調査の様子》

②環境の監視・調査

【主な調査業務】

（ア）河川の水質調査

市内24河川（P11に掲載）において水質の調査を実施し、異常が確認された際には、原因を特定するためその流域の調査を行う。

（イ）大気常時監視測定局における定点調査

市内7地点（P10に掲載）に設置した監視局において大気環境を監視し、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）で異常が観測された際には、市民への注意喚起等を行う。

（ウ）道路交通騒音の調査

主要な幹線道路において騒音の調査を実施し、基準値を超える数値が確認された際には、道路管理者等に対策を求める。



《水質調査の様子》



《騒音調査の様子》

③条例設置の付属委員会

(ア) 環境影響評価専門委員会

環境影響評価に関する規定に基づき環境の保全の見地から意見を述べる場合に開催し、審議する。

令和6年度は、県条例に基づく環境影響評価準備書が提出された場合の開催を想定している。

(イ) 公害紛争調整委員会

公害に係る紛争について仲裁等を行う場合に開催し、審議する。

令和6年度の開催は、現時点では未定。

4 令和6年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することを通過点として、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和6年度は、市有施設（庁外）のLED化改修を主とした「市役所の率先した取組」、省エネ家電購入促進事業の実施を始めとする「市民及び事業者に対する普及啓発等」及び脱炭素先行地域計画を踏まえた「脱炭素先行地域関連業務」などの取組を推進していく。

なお、本年6月には、第5回の脱炭素先行地域募集が行われる予定となっており、共同提案者である民間企業各社との協議を重ね、連携を深めていく必要がある。また、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、国や県と連携した取組が必要不可欠であるため、国や県に対して、連携した取組や必要となる支援の実施について要望していく。

（２）琵琶湖の環境保全につながる取組について

琵琶湖内に発生する水草対策については、県が水草の表層刈り取りや根こそぎ除去を実施しているが、本市もボランティアによる水草等除去活動を支援しており、一定の成果につながっているところである。しかしながら、台風の発生等によって、大量の水草が湖岸に漂着した場合、管理者である県の緊急対応が必要となる場合がある。

このほかにも、琵琶湖の環境保全につながる取組として、ヨシ群落保全活動や河川の清掃等の活動を行う団体に対し、本市から補助金等や物品の支援を行っているが、活動区域や活動内容による制約から、県の財政的支援の対象とならないケースがある。

引き続き、本市での琵琶湖の環境保全につながる取組を継続するとともに、県に対して、琵琶湖の保全活動支援への財政的支援拡充の要望と、管理者として漂着した水草に適正に対応するよう協議を行っていく。



《水草漂着の様子（なぎさ公園）》

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

廃棄物減量推進課

1 廃棄物減量推進課の事務概要

(1) 3 R推進係

- ①ごみ処理施策の企画及び調整に関すること。
- ②ごみ減量推進施策に関すること。
- ③資源再利用推進施策に関すること。
- ④環境美化推進施策に関すること。
- ⑤リサイクルセンター木戸の指定管理者による管理に関すること。
- ⑥課の一般庶務に関すること。

(2) 指導係

- ①ごみ処理業者の許可及び指導監督に関すること。

②ごみ収集委託に関すること。

③ごみの適正排出及び処理に関すること。

④ごみ集積所の設置及び変更に関すること。

(3) 生活排水係

①し尿処理事業の総合計画に関すること。

②し尿処理事業の委託に関すること。

③し尿処理業者等の許可及び指導監督に関すること。

④浄化槽の整備促進及び設置費等補助に関すること。

⑤浄化槽の保守点検業者の登録に関すること。

⑥公衆便所の維持管理に関すること。

2 令和5年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 令和6年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 3R推進について（3Rとは、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）のこと）

本市がこれまで取り組んできた、ごみ減量施策や資源化は、SDGs12番のゴールである「持続可能な生産消費形態の確保」中、ターゲット12.5で「2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用（リユース）により廃棄物の排出量を大幅に削減する」として掲げられている。引き続き、より一層の事業充実と市民意識の高揚を図る。

① 刈り草剪定枝及び水草の堆肥化事業（32,780千円）

道路河川や公園等から発生する市の焼却施設で受け入れできない規格の刈り草剪定枝や、琵琶湖の水草を堆肥化处理し、市内の希望者に配布している。

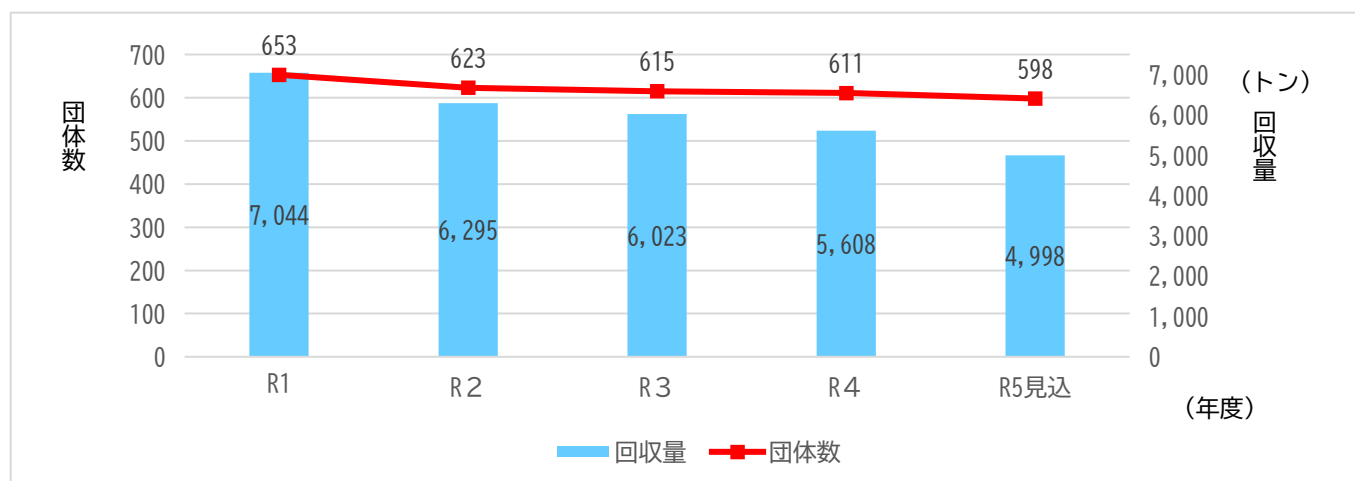
② 集団資源回収促進補助事業（25,000千円）

自治会、子ども会などの団体を主体とした、地域における古紙等の資源回収活動に対する支援事業。

近年、回収量は減少傾向にある。情報伝達手段が多岐化するなか、市民のライフスタイルの多様化に加え、企業等による回収機会の増加などによる影響が考えられる。

	補助単価（団体）	補助単価（業者）	予算額
令和6年度	団体3円/kg	業者2円/kg	（当初）25,000千円

《集団資源回収による回収量等推移》



③ごみ減量と資源再利用推進会議関連事業（２，３８３千円）

学区自治連合会や地域女性団体連合会、市民団体などから構成される市民会議「ごみ減量と資源再利用推進会議」（昭和５６年５月３０日発足）との協働で、リサイクルフェアや古着のイベント回収、おおつエコ・リサイクルコンクール等を実施する。



＜リサイクルフェア２０２３＞
来場者数 延１，３８９人



＜おおつエコ・リサイクルコンクール＞
応募数 ３８９点



＜古着のイベント回収＞
２日間で約１６トン

④生ごみ処理機等活用事業補助、ごみ集積所設置等補助、再生資源保管庫等設置事業補助、カラス除けネット貸与の実施

種 類	支 援 内 容	令和6年度当初予算
生ごみ処理機等	処理機購入費の1／3を支援（限度額2万円） コンポスト容器の1／2を支援（限度額4万円）	1, 9 3 6 千円
ごみ集積所設置	設置費用の1／2を支援（限度額10～8万円） 既存改修費用の1／2を支援（限度額5万円）	6, 0 0 0 千円
再生資源保管庫	設置費用の1／2を支援（限度額8万円）	1 6 0 千円
カラス除けネット	カラス除けネットを貸与	2, 3 6 2 千円 (参考) R5年度 1, 7 4 8 千円

(2) 3R啓発事業について

大津環境テクノロジー（株）により環境美化センター内啓発事務所及びリサイクルセンター木戸において3R啓発事業を実施している。令和5年度の実績は下表のとおり。

		環境美化センター	リサイクルセンター木戸
3R教室		24回実施（延264人参加）	24回実施（延247人参加）
リユースコーナー	引渡し申込（入）	105件（2, 060点）	281件（3, 541点）
	譲受け申込（出）	265件（1, 262点）	787件（2, 649点）

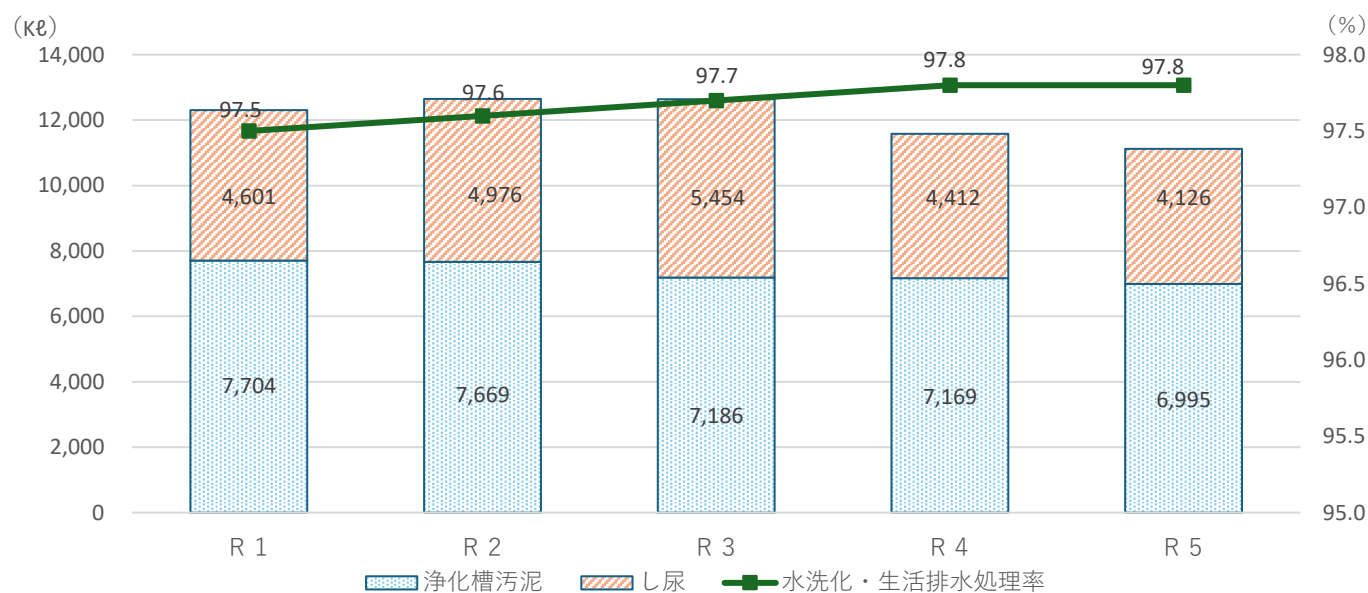
（３）家庭ごみ収集運搬体制の見直しについて

令和３年１２月に策定した「一般廃棄物処理基本計画 大津ＨＥＡＲＴプラン」の３つの基本方針のうち、「環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践」において、「家庭ごみの収集運搬体制の見直し」を掲げている。社会における週休二日制の定着や収集員の人材確保の観点から、令和６年１０月１日より土曜日の収集を廃止し、収集曜日の再編を行う。これに伴い、市民生活に混乱をきたさないように、リーフレットの全戸配布を行うなど丁寧な周知を実施していく。

(4) し尿処理事業について

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しており、下表のとおり水洗化・生活排水処理率の向上に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少している。

《し尿処理施設の処理量等の推移》



（５）廃棄物情報管理システムの更新について

廃棄物収集情報管理システム（平成２６年度導入）は、市民からの問合せや大型ごみ収集等の廃棄物収集に係る情報を一元的に管理するシステムである。令和６年７月をもって現行システムの保守等のサポートサービスが終了するため、令和５年度に新システムの開発を行った。今年度は、８月稼働を目指し、データ移行等の作業を行う。

新システムは、インターネット受付機能を標準搭載しているため、現在行っているシステム間の予約枠の調整作業等の必要がなくなり、事務量の軽減が期待できる。

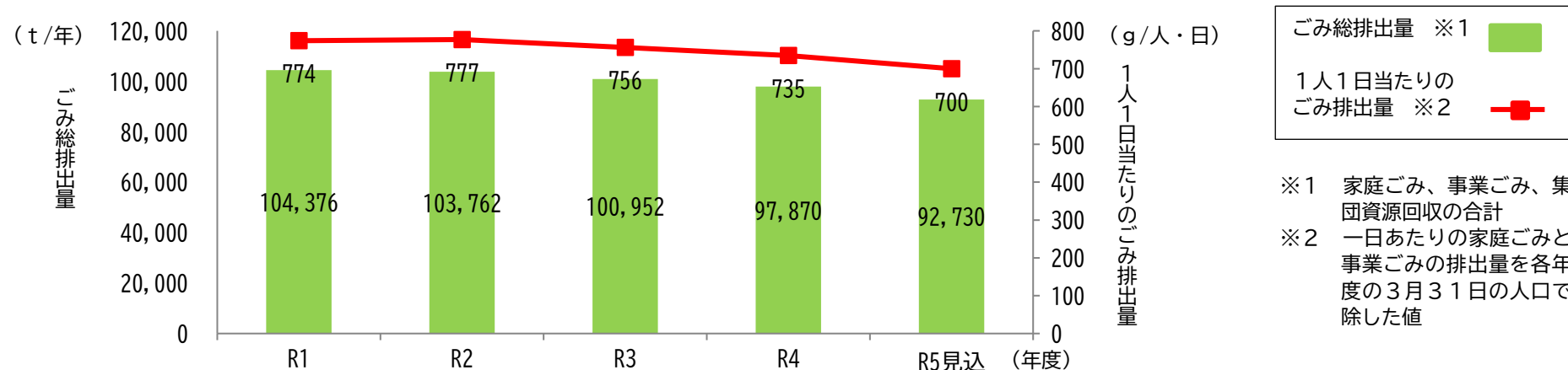
４ 令和６年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) ごみ量の推移について

令和5年度は、ごみ総排出量としては、家庭系が約5.4%の減、事業系が約2.7%の減となり、前年度と比較して約4.7%減となる見込み。ただし、事業系ごみについては、一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成できていない。

令和6年度も、引き続き一般廃棄物処理基本計画を基に、「ごみ減量と資源再利用推進会議」等との協働による周知・啓発をはじめ、ごみ減量施策を推進していく。



(2) プラスチック一括回収のモデル事業について

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づき、今までの容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも一括して回収するモデル事業を令和6年10月から実施する。モデル事業では、対象のごみ集積所を絞り、回収されたプラスチックごみの量や組成について調査し、課題の把握を行う。

(3) 小型充電式電池等の定期収集への混入対策について

小型充電式電池及びこれらを内蔵した小型家電製品が市の定期収集ごみに混入し、収集運搬車両やごみ処理施設内での火災原因となっている。

これまで、小型充電式電池は定期収集には出さず、回収を行っている販売店等に持参するよう、ごみ分別ガイドブックやホームページを通じて市民に呼び掛けてきたが、定期収集ごみへの混入が続いており、対策を講じる必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

産業廃棄物対策課

1 産業廃棄物対策課の事務概要

(1) 審査・規制グループ

- ①産業廃棄物処理に係る企画及び調整に関すること。
- ②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関すること。
- ③産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導に関すること。
- ④産業廃棄物排出事業者の指導に関すること。
- ⑤使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関すること。
- ⑥課の一般庶務に関すること。

(2) 監視・指導グループ

- ①大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年条例第11号)に基づく土砂等による埋立て等の規制に関すること。
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく廃棄物の不法投棄その他の不適正処理の防止及び指導に関すること。
- ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に関すること。
- ④大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成7年条例第3号)に関すること。
- ⑤放置自動車廃物判定審査会に関すること。

2 令和5年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 産業廃棄物対策事業

①産業廃棄物等分析検査業務

産業廃棄物最終処分場の設置事業者が、廃棄物処理法で定める維持管理上の基準を遵守し、施設を適正に維持管理しているかを確認するとともに、浸透水、周辺の地下水等の水質検査を行っている。

令和5年度は、7施設に対して18回、のべ87地点において採水を実施した。水質検査の結果、全ての施設において基準超過は認められなかった。



《水質検査の様子》

（２）廃棄物不適正処理対策事業

①監視パトロール事業

市内全域で監視パトロールを実施しており、行為者への指導、不法投棄等が頻発するおそれのある場所への警告看板の設置、啓発チラシの配布などにより不法投棄等の防止を図っている。

さらに、不法投棄が多発する２４学区については、地域住民の方に不法投棄等監視員として、日常的に監視パトロールを実施いただき不法投棄の監視の強化を図っている。

（単位：件）

不適正処理事項	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
不法投棄（法第１６条関係）	４６９	３７４	３８１	３０７	３４９
野外焼却（法第１６条の２関係）	６９	９１	１２７	８４	９７
合 計	５３８	４６５	５０８	３９１	４４６

（３）土砂埋立て等対策事業

①水質モニタリング調査事業

過去に有害物質等に汚染された土砂等が違法に埋め立てられ、その後、事業者により必要な措置が講じられた土地の経過監視のため、周辺水路水及び地下水の調査を継続して実施している。

令和５年度は、周辺水路４地点及び地下水３地点で毎月１回、水質調査を実施した。



《当時の埋立ての様子》



《水質検査の様子》

3 令和6年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 法及び条例に基づく許可等の適正な執行

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係（廃棄物処理法）

産業廃棄物収集運搬業や産業廃棄物処分業の許可等及び廃棄物処理施設の許可等の事務、並びにこれら許可業者や許可施設に対する指導監督を行う。また、感染性廃棄物を排出する市内の多量排出事業者（医療機関）への指導監督も行っていく。

（4月1日現在の指導監督対象）

・ 産業廃棄物収集運搬業者	5 事業者
・ 産業廃棄物処分業者	14 事業者
・ 産業廃棄物処理施設等	41 施設
・ 一般廃棄物処理施設	2 施設
・ 医療機関（多量排出事業者）	6 事業者



《最終処分場の様子》

②使用済自動車の再資源化等に関する法律関係（自動車リサイクル法）

使用済自動車に関する引取業者やフロン類回収業者の登録事務並びに解体業や破砕業の許可等を行う。

（４月１日現在の許可、登録者数）

- ・ 引取事業者 ６３事業者（８７事業所）
- ・ フロン類回収事業者 １６事業者（３１事業所）
- ・ 解体業者 ３事業者

③ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法関係（ＰＣＢ特措法）

ＰＣＢ廃棄物を保管している事業所の保管状況の把握や期限内の適正処理に向けた指導監督を行う。

（令和５年度届出事業所数）

- ・ 届出事業所 ７４事業所



《ＰＣＢ含有の可能性のある電気機器》
（変圧器）

④大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例関係

一定規模以上の土砂等の埋立て等行為の許可等及びこれら事業者に対する指導監督を行う。

なお、盛土規制法運用開始に伴い、条例の見直し案を11月通常議会へ上程する予定。

(令和5年度許可、届出事業者数)

- ・届出事業者 23事業者

(2) 産業廃棄物対策事業(6,974千円)

産業廃棄物に係る最終処分場や中間処理施設等への定期的な立入検査の実施により、廃棄物の適正処理を確認するとともに指導監督を行う。

また、電子マニフェストの利用促進に取り組むことにより、廃棄物処理における透明性の確保に努める。

- ・産業廃棄物等分析検査業務(8施設)
- ・産業廃棄物処理施設ダイオキシン類等調査業務(2施設)



《立入検査の様子》

（３）廃棄物不適正処理対策事業（７，５６１千円）

監視パトロールの実施、警告看板の設置、啓発チラシの配布により不法投棄等の未然防止を図るとともに、不法投棄等のおそれのある行為者に対し指導監督を行う。

① 監視パトロール事業

- ・ 正規職員２人及び会計年度任用職員４人による監視パトロール
- ・ 不法投棄監視員による監視パトロール（市内２４学区２５名）
- ・ 不法投棄が多発する場所への警告看板の設置
- ・ 不法投棄等多発する地域への啓発チラシの配布



《啓発看板》

② 原状回復事業

不法投棄の行為者が不明で、かつ、公共性の高い場所に投棄されたまま放置されている廃棄物について、地域住民、滋賀県産業資源循環協会及び市の３者協働により現状回復（撤去、防止対策）作業を実施する。

（４）土砂等による土地の埋立て等の規制に係る事業 （７，０５２千円）

土砂等の埋立て等が行われる事業区域等へ定期的に立入検査を実施し、ドローンを用いた測量調査、土壌や水質の調査により、自然環境等に及ぼす影響を確認するとともに、事業者に対する指導監督を行う。

４ 令和６年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

５ 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

６ その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

環境施設課

1 環境施設課の事務概要

(1) 整備グループ

- ①一般廃棄物処理施設の整備計画の立案及び推進等に関すること。
- ②一般廃棄物処理施設の整備及び施工監理に関すること。
- ③一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の整備に関すること。
- ④循環型社会形成推進交付金及び地域計画に関すること。

(2) 推進グループ

- ①一般廃棄物処理施設に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。
- ②一般廃棄物処理施設に係る地域との協議に関すること。
- ③一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の整備に関すること。

（３）庶務グループ

①課の一般庶務に関すること。

②予算に関すること。

２ 令和５年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

特になし

３ 令和６年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

（１）北部クリーンセンター解体撤去工事 （予算課：北部クリーンセンター）

旧北部クリーンセンターは、平成元年３月に稼動、令和４年３月に閉鎖し、その役目を終えた施設であり、令和５年度から国の交付金を活用して解体撤去工事に着手しており、令和７年度の完工を予定している。

（２）南部衛生プラント解体撤去工事（予算課：衛生プラント）

平成２８年３月に「し尿・浄化槽汚泥処理施設実施基本計画」を作成し、３施設から２施設へ再編。これに伴い南部衛生プラントを令和３年１２月末に廃止した。

南部衛生プラントの解体撤去については、令和６年度に基本計画を策定する予定。

（３）大津クリーンセンター廃棄物最終処分場の污水施設解体撤去工事（予算課：環境美化センター）

大津クリーンセンター廃棄物最終処分場の廃止に向けて、令和５年度に污水处理施設の解体撤去工事に係る基本設計を実施した。令和６年度には、実施設計を行う予定。

（４）地区環境整備事業（８９，６５５千円）

一般廃棄物処理施設（ごみ、し尿）の運営等を円滑に推進するため、地元自治連合会等との覚書に基づき関係地域において環境整備事業を推進する。大田廃棄物最終処分場については、令和７年１月に期限を迎えるため、関係自治会等との間で覚書を締結する。

（５）大津市保有地（和邇高城地先）売却事業

旧志賀町との合併に伴い、一般廃棄物最終処分場予定地（和邇北浜地先 9 5 筆 平成 1 2 年 9 月 2 5 日取得 1 0 1, 4 0 5 ㎡）と、じん芥処理場用地（和邇高城地先 1 4 筆 昭和 4 8 年から昭和 5 1 年にかけて取得 2 3, 8 0 7 ㎡）を所管している。

このうち、じん芥処理場用地（和邇高城地先）については、「大津市公有財産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき売却することを決め、公募型プロポーザル方式を用いて売却先の選定を行うこととした。

令和 5 年度には、土地開発基金保有資産分（5 筆 7, 8 3 3 ㎡）を引き取り、市有財産とした上で、優先交渉権者の選定を行った。

今後、令和 6 年 4 月に締結した覚書に基づいて優先交渉権者と交渉を行い、要件が整えば、土地売買仮契約を締結する予定。

4 令和6年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 廃棄物処理施設の解体の計画的な推進

平成29年度から進めてきたごみ処理施設の改築が令和4年度で終了し、今後は、旧施設の解体を推進していくこととする。その一方で、建て替えを伴わない施設の集約化や除却等に対する国の財政措置がないため、今後、本市が行う廃棄物処理施設の解体は交付対象とならないことが課題である。このことから、国の循環型社会形成推進交付金の対象範囲の拡大や起債にかかる交付税措置等、有効な財源の確保について引き続き国に求めていく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

環境美化センター

1 環境美化センターの事務概要

(1) 処理係

- ①ごみの処分に関すること。
- ②ごみ処理施設の管理運営及びそのモニタリングに関すること。
- ③施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ④廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ⑤ごみの処分に係る調査統計に関すること。
- ⑥ごみ処理施設運営に係る地域との協議調整に関すること。
- ⑦環境美化センターの一般庶務に関すること。

(2) 処分場係

- ①ごみの最終処分に関すること。
- ②最終処分場の維持管理に関すること。
- ③施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ④廃棄物処理手数料の徴収に関すること。

2 令和5年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 環境調査業務

- ①ごみ処理施設並びに最終処分場 発生源及び周辺調査（27, 331千円）

環境美化センター、大田廃棄物最終処分場、南部・第二南部不燃物処分地、中町最終処分場及び淀町最終処分場の操業等に伴う排出ガス、臭気、ダイオキシン類、放流水等について、法令等基準及び環境保全協定値等の遵守、適正な維持管理を確認するため、調査を実施した。令和5年度の結果は著しい変化は見られず、施設周辺の環境は適切に維持されている。

②中町污水处理施設アスベスト調査（９４４千円）

中町污水处理施設の解体撤去に先立ち、本施設におけるアスベスト使用の可能性のある主要建材等について、試料採取・分析調査を実施した。

３ 令和６年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

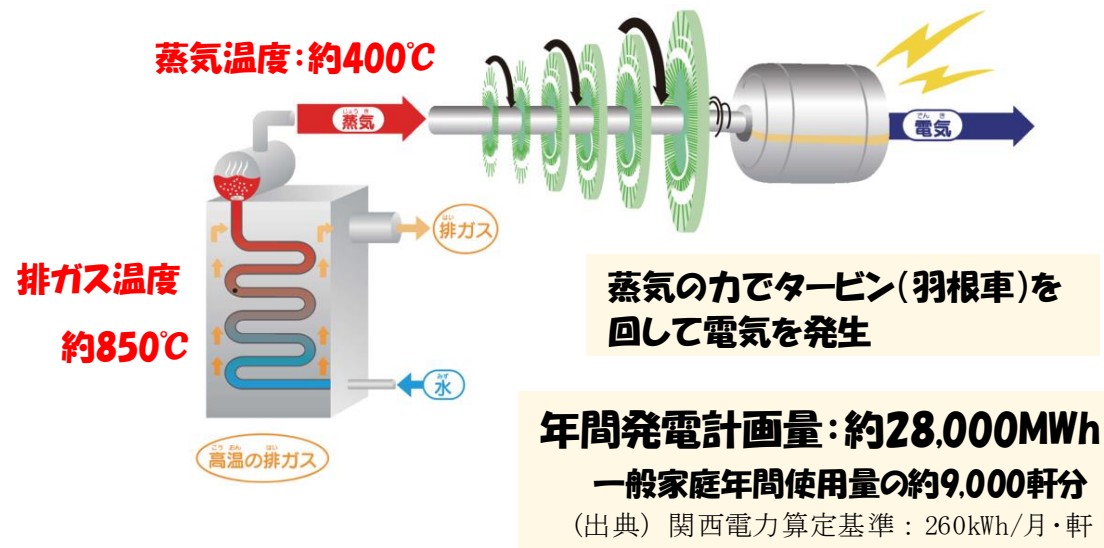
（１） 環境美化センター管理運営事業（３５２，０７３千円）

平成２９年２月に大津環境テクノロジー株式会社（特別目的会社）と締結した「ごみ処理施設整備・管理運営事業」の委託契約書、要求水準書、提案書及び業務マニュアル等に表示される業務の履行状況を確認するため、市職員による定期並びに随時のモニタリングを実施している。処理施設が持つ能力が適切に発揮され、一般廃棄物の適正かつ円滑な処理並びに資源化が図られるよう、特別目的会社に対する適正な運営管理上の指導監督を行っている。令和５年度は、焼却施設並びにリサイクル施設を対象に定期モニタリング会議を１２回開催し、

業務が適切に履行できたことを確認した。また、環境調査や灰運搬業務の委託を実施し、安全かつ安定した操業を図る。

《環境美化センター焼却施設 実績》

年 度	燃やせるごみ総搬入量	焼 却 量	発 電 量
令和5年度	44,843トン	45,003トン	27,774MWh
令和4年度	46,610トン	47,003トン	28,597MWh



《環境美化センターリサイクル施設 実績》

項目／搬入量	令和５年度	令和４年度
大型ごみ	１，１６９トン	１，２２２トン
燃やせないごみ	８３８トン	９１５トン
合 計	２，００７トン	２，１３７トン

項目／搬入量	令和５年度	令和４年度
か ん	１６７トン	２０４トン
び ん	８２５トン	８５４トン
ペットボトル	４８７トン	４９３トン
合 計	１，４７９トン	１，５５１トン

（２） 大田廃棄物最終処分場及び南部・第二南部不燃物処分地の管理運営事業（８８，２６４千円）

最終処分での適正な埋め立て並びに景観の保全、浸出水処理の維持管理・計画的整備補修及び環境調査を実施することで、良好な周辺環境の保全に努める。

令和５年度不燃物埋立量 ５，９２７トン（４，３０３ｍ^３）

（うち、持ち込みの燃やせないごみ ３７４トン）

《令和5年度末埋立実績量》

区 分	埋 立 容 量	埋 立 率
第 2 期	27,814 m ³	12.09% / 230,000 m ³

《大田廃棄物最終処分場 第二期埋立地の状況》



(3) 中町及び淀町最終処分場の管理運営事業（90,970千円）

中町最終処分場は昭和58年12月に竣工、平成11年3月に埋立終了しており、淀町最終処分場は平成6年8月に竣工、平成26年3月に埋立終了していることから、廃止に至るまで、各污水处理施設の適正な維持管理・計画的整備補修及び環境調査を実施することで、良好な周辺環境の保全に努める。なお、令和6年度に中町污水处理施設の解体撤去工事に係る実施設計を行う。

4 令和6年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

北部クリーンセンター

1 北部クリーンセンターの事務概要

(1) 業務係

- ① 臨時ごみの収集、運搬及び配車計画に関すること。
- ② 収集車両の管理に関すること。
- ③ 美化パトロール並びに散在性ごみ及び不法投棄ごみの回収に関すること。
- ④ 犬、猫等の死体の収集及び運搬に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理に係る委託及び資源物の売却に関すること。
- ⑥ 北部クリーンセンターの一般庶務に関すること。

(2) 処理係

- ① ごみの処分に関すること。

- ② ごみ処理施設の民間事業者による管理運営及びそのモニタリングに関すること。
- ③ ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。
- ④ 施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ⑥ ごみの処分に係る調査統計に関すること。
- ⑦ ごみ処理施設運営に係る地域との協議調整に関すること。

(3) 処分場係

- ① ごみの最終処分にに関すること。
- ② 最終処分場の維持管理に関すること。
- ③ 施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。

2 令和５年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(１) 環境調査業務

①ごみ処理場施設並びに最終処分場、発生源及び周辺調査（１９，０５０千円）

北部クリーンセンター、北部廃棄物最終処分場の操業等に伴う大気、ダイオキシン類、処理水、臭気等への影響について調査を実施し、法令等基準及び環境保全協定値等の遵守、適正な維持管理がなされているかの確認を行った。令和５年度の結果は著しい変化は見られず、施設周辺の環境は適正な状態が保たれている。

3 令和６年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(１) 北部クリーンセンター管理運営事業（４８０，０６２千円）

平成２９年２月に大津環境テクノロジー株式会社（特別目的会社）と締結した「ごみ処理施設整備・管理運営事業」の委託契約書、要求水準書、提案書及び業務マニュアル等示される業務の履行状況を確認するため、

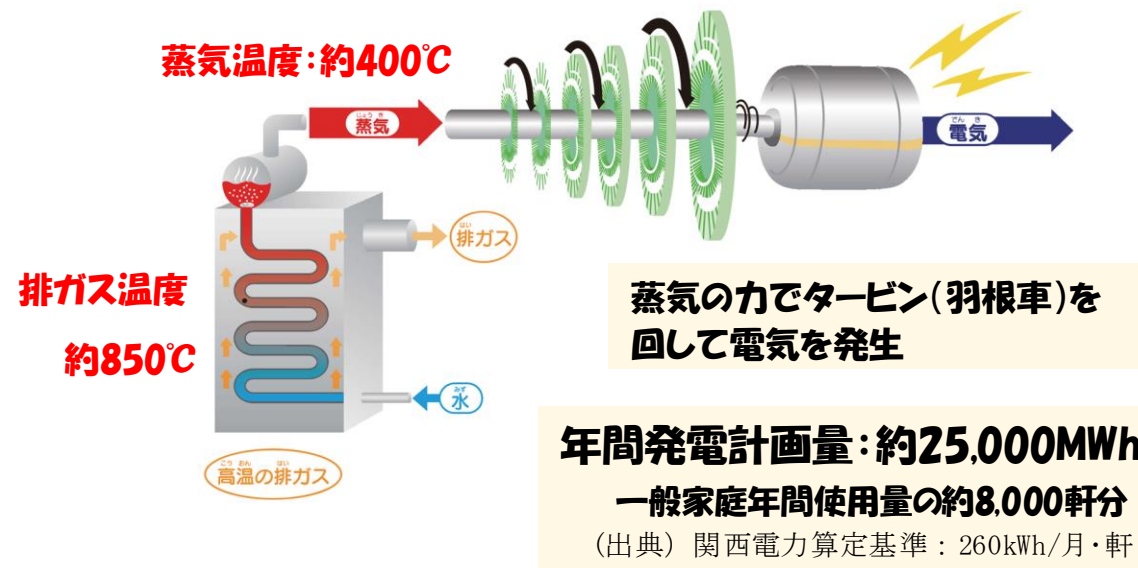
市職員による定期並びに随時のモニタリングを実施している。処理施設が持つ能力が適切に発揮され、一般廃棄物の適正かつ円滑な処理並びに資源化が図られるよう、特別目的会社に対する適正な運営管理上の指導監督を行っている。

令和５年度は、焼却施設並びにリサイクル施設を対象に定期モニタリング会議を１２回開催し、業務が適切に履行できたことを確認した。また、環境調査や灰運搬業務の委託を実施するとともに本市が直営で運営を行っている既存のプラスチック容器資源化施設と前述の２施設との有機的な連携を図ることによる安全かつ安定した操業のもと、ごみの適正かつ計画的な処理、処分及び資源化を行う。

また本年１０月から実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別（モデル）収集に伴い、再資源化施設での必要な対策について検討する。（令和６～７年度 債務負担行為 １０，０００千円）

《北部クリーンセンター焼却施設 実績》

年 度	燃やせるごみ総搬入量	焼 却 量	発 電 量
令和5年度	34,778トン	34,043トン	21,487MWh
令和4年度	36,223トン	34,826トン	20,139MWh



《北部クリーンセンターリサイクル、プラスチック容器資源化施設 実績》

項目／搬入量	令和５年度	令和４年度
大型ごみ	８３０トン	８８２トン
燃やせないごみ	８３９トン	８７２トン
合 計	１，６６９トン	１，７５４トン

項目／搬入量	令和５年度	令和４年度
か ん	１１７トン	１４４トン
び ん	６９１トン	７３７トン
ペットボトル	３９６トン	３９３トン
プラスチック容器	１，７３１トン	１，７７８トン
合 計	２，９３５トン	３，０５２トン

(２) 北部廃棄物最終処分場管理運営事業 (３８，４４８千円)

適正な埋立処分と設備の定期的保守点検整備を実施し、汚水処理に万全を期し、良好な環境保全に努める。

令和５年度不燃物埋立量 １，９４９トン (１，４９１ｍ^３)

※うち、クリーンセンターからの搬入量 １，７３５トン

※ この他 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場に２，９９９トン搬出

令和５年度末までの埋立実績量 １６５，７３３ｍ^３ (埋立率 ８８．０６％ ／ １８８，２００ｍ^３)

(3) 北部クリーンセンター解体工事費（1, 114, 630千円）

旧北部クリーンセンターの解体除却工事を令和5年度から7年度までの債務負担行為により実施する。

総事業費 1, 592, 323千円

対象施設 3施設 5, 481m²（建築面積）

5年度末 進捗率 11.9% 支払済額 159, 225千円（契約に基づく支払上限）

4 令和6年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

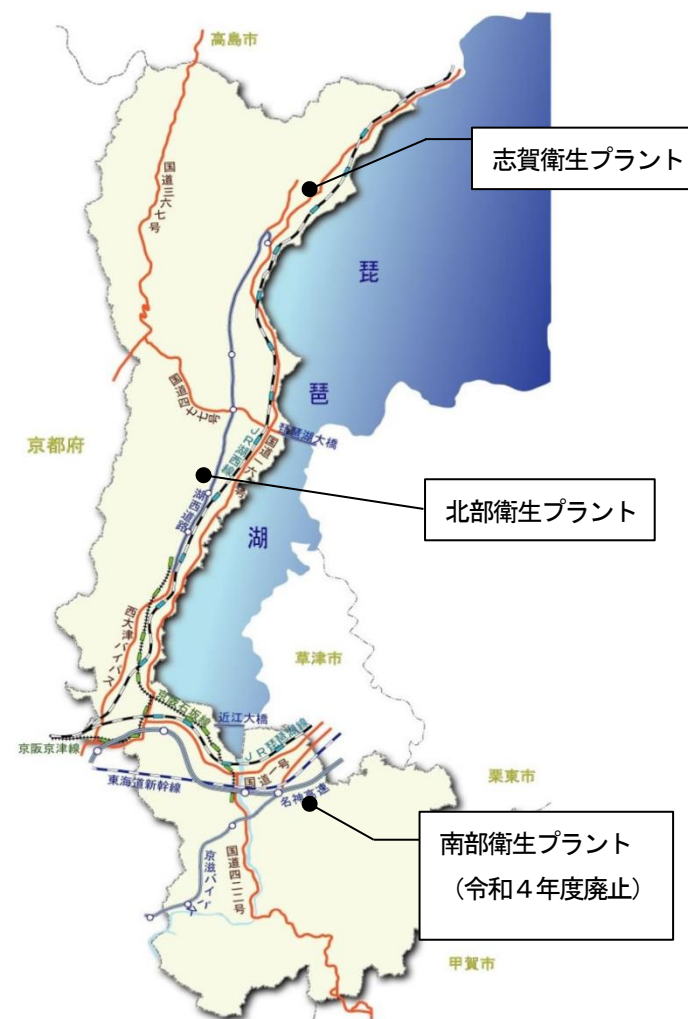
6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

衛生プラント

1 衛生プラントの事務概要

- ①し尿等の処理に関すること。
- ②し尿等の処理業務に係る水質検査及び調査統計に関すること。
- ③し尿処理施設の維持管理及び電気、機械設備等の保安に関すること。
- ④し尿等の処理業務に係る調査研究及び改善に関すること。
- ⑤し尿処理施設の運営に係る地域との協議調整に関すること。
- ⑥衛生プラントの一般庶務に関すること。



《衛生プラントの位置》

2 令和5年度に実施された委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 衛生プラント環境調査業務（5, 500千円）

志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの操業に伴う臭気、排出ガス、放流水、焼却灰溶出試験、騒音・振動、ダイオキシン類等、並びに南部衛生プラントの稼働停止後の臭気について、法令等基準及び環境保全協定値を遵守し、施設の適正な維持管理を確認するため、環境調査を実施した。

調査の結果、令和5年度も、各施設周辺の環境は良好な状況が維持されていることが確認できた。

3 令和6年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 衛生プラント運転管理事業（214, 147千円）

志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの施設の維持管理業務を行っている。これら2施設の運転管理業務はそれぞれ業者に委託して実施している。し尿及び浄化槽汚泥の処理実績については、下表のとおり。

《し尿等処理量（令和5年度）》

（単位：kL）

施 設 名	し 尿 量		浄 化 槽 汚 泥 量		合 計	
	年 間	日平均	年 間	日平均	年 間	日平均
志賀衛生プラント	1, 876	5. 1	3, 410	9. 3	5, 286	14. 4
北部衛生プラント	2, 250	6. 1	3, 585	9. 8	5, 835	15. 9
計	4, 126	11. 2	6, 995	19. 1	11, 121	30. 3

※令和4年度処理量(参考)

計	4, 412	12. 1	7, 170	19. 6	11, 582	31. 7
---	--------	-------	--------	-------	---------	-------

(2) 衛生プラント施設整備事業（142,462千円）

①衛生プラント長寿命化整備工事

南部衛生プラントを廃止としたことで、令和4年1月から北部衛生プラントと志賀衛生プラントの2施設による処理体制となった。これら現有2施設の老朽化が進行していることから、安全で安定した操業を継続するため、「大津市衛生プラント長寿命化総合計画」（令和5年3月末策定）に基づき、施設延命化のための改修・整備を令和5年度から令和14年度の10年間をかけて実施している。

②南部衛生プラント解体撤去工事に伴う基本計画等作成業務

令和3年度で操業を停止した南部衛生プラントを解体するにあたり、土地履歴やダイオキシン類の調査を行い、解体撤去方針を策定して解体撤去工事計画を作成する。

4 令和6年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) し尿処理施設のあり方について

「大津市衛生プラント長寿命化総合計画」に基づき、令和5年度から令和14年度にかけて、北部衛生プラント及び志賀衛生プラントの延命化に係る改修・整備を実施していくが、し尿処理施設の延命化には限界があり、いずれは廃止の時期を迎えることとなる。このため、施設寿命により施設が使用不可能となる前に、非水洗化人口の推移等の様々な諸事情を勘案しつつ、延命化後のし尿処理施設のあり方についても、引き続き検討を進めていく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし